

令和元年9月20日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、
「不動産の賃貸契約時における
書面交付の電子化に関する実証計画」
が認定されました。

新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）に基づいて、国土交通省が登録した宅地建物取引業者 113 者（[資料1](#)）から、主務大臣である内閣総理大臣（消費者庁）、国土交通大臣に対して申請された「不動産の賃貸契約時における書面交付の電子化に関する実証計画」に関する新技術等実証計画（以下「実証計画」という。）が、本日、内閣総理大臣（消費者庁）、国土交通大臣から認定されました。

この実証計画は、国土交通省が実証方法を「賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験のためのガイドライン」として作成し、新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針 第四3.（1）イを踏まえ、新技術等実証制度の下で行うものです。

具体的には、賃貸取引を対象とした、宅地建物取引業法第 35 条及び第 37 条に規定する書面（「重要事項説明書等」という。）の電磁的方法による交付（電子書面交付）について実証を行い、宅地建物取引士が説明の相手方に送付した電子書類が改ざんされていないことの確認など電子

¹ 新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）第四3.（1）イ

（中略）関係府省庁等は、その所管分野において新しい技術又は手法の社会実装に係る施策を実施するに当たっては、新技術等実証の促進も有力な政策手段としてその活用を検討する。

書面交付のプロセスや、説明の相手方の理解度等借主の利益の保護に関する分析等を実施します。実証終了後は、国土交通省主催の検討会において実証結果の検証を行い、不動産取引のオンライン化の推進につなげます。(※ 実証計画の概要は資料2のとおり)

本件実証は、関係府省庁が、その所管分野において、新しい技術または手法の社会実装に係る施策を実施するに当たって、「規制のサンドボックス制度」を政策手段として活用する初めての事例となります。

※ 規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房(日本経済再生総合事務局)に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。(規制のサンドボックス制度の仕組みは、資料3のとおりです。)

【問合せ先】

内閣官房 日本経済再生総合事務局(新技術等社会実装推進チーム)

担当:田邊、浦野

(03-5253-2111(内線 84834)、03-3581-0769(直通))

【主務省庁 問合せ先】

国土交通省 土地・建設産業局不動産課 担当:石原、梅田

(03-5253-8111(内線 25131,25125))

消費者庁 取引対策課 担当 関口、佐藤、宇野

(03-3507-8800(内線 2308))

(以上)